



令和6年度 寺津小学校 緊急時対応について

※ すべての内容に関して「すぐーる」を活用して随時、情報をメール配信します

○ 台風等異常気象時における対応

① 登校前に暴風警報が発表されている場合

- ・ 午前6時までに解除 → 平常授業(午前8時15分までに登校)
- ・ 午前6時に警報が出ていたら → 臨時休校(西尾市の小中学校のルール)



② 登校後に暴風警報が発表された場合

- ・ 授業中止。すぐーる配信後、保護者引き取り等

③ 特別警報・警戒レベル4以上が発表されている場合

- ・ 登校前に発表されている → 登校しない
- ・ 登校前に解除された → 登校しない 登校の指示を待つ
- ・ 登校後に発表された → 授業中止
すぐーる配信後、保護者引き取り等



④ 大雨警報・洪水警報が発表されている場合

- ・ 通学路に危険が予想されない場合 → 通常通りの登校
- ・ 安全な登校が難しいと判断される場合 → 登校しない(すぐーる配信での場合を含む)

⑤ 登校後・下校時、大雨警報・洪水警報が発表されている場合

- ・ 授業継続
- ・ 通学路に危険が予想されない場合 → 通常通りの下校
- ・ 安全な下校が難しいと判断した場合 → すぐーる配信後、保護者引き取り



⑥ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

- ・ 市内の小・中学校は、基本的には通常通り授業
- ・ 通学路に危険が予測される場合 → 登校しない(西尾市のルール)

⑦ 大津波警報・津波警報が発表された場合

- ・ 午前6時までに解除 → 平常授業(午前8時15分までに登校)
- ・ 午前6時すぎても継続 → 臨時休校

⑧ 登下校中に大地震が発生し津波が想定される場合

- ・ 大地震が発生し、通学路のブロック塀や家屋が倒れる被害が出て、津波が予想される場合
→ 寺津小学校に行き、校舎3階へ避難【校舎の被害を確認後】

○ 事件による緊急情報に対する対応

○ 傷害事件により緊急情報が発表された場合

- ・ 発生場所が遠方で緊急性が低い → 集団下校
- ・ 発生場所が近隣で緊急性が高い → 教師引率の集団下校
- ・ 重大事件で緊急性が非常に高い → 学校待機。すぐーる配信後、保護者引き取り

